

令和6年度 社会福祉法人 賀光会 ポプラ事業計画

ポプラは、法人の理念、基本方針に基づき、利用者の個性を尊重し、一人ひとりが輝き潤いのある生活を実現できるよう、質の高いサービスの実施と事業運営に努めてまいりました。

令和6年度は、引き続き、「楽しい時間が過ごせるプログラムの設定」や「個別支援計画に基づくサービスの実施」を基本姿勢とし、サービスの質の向上及び支援員の資質向上を図ってまいります。

また、社会貢献に積極的、継続的に取り組むため、藤井寺市社会福祉施設連絡会及び大阪府社会福祉協議会の「大阪しあわせネットワーク」の一員として、施設間連携と協働による生活困窮者支援を行うとともに、その一環として中間的就労等の事業を賀光寮と協働して行ってまいります。

令和6年度「ポプラ」運営方針

法人の理念、基本方針に基づき、安心、安全、安定した質の高い支援を行うため、次のI～Vをポプラの運営方針とします。

新型コロナウイルス対策については、引き続き[3の(3)新型コロナウイルス感染防止対策手順]（以後、新型コロナ対策手順という）に基づいて実施し、また、国及び大阪府の方策に沿って対応してまいります。

I 総合的な福祉サービス

個別支援計画を作成し、利用者の意向や意欲を重視した支援をします。支援にあたつては、人権の尊重とプライバシーの保護に留意し、専門機能を生かし、創意工夫した総合的な福祉サービスをチームワークをもって支援します。

II 喜びを実感できる生活の実現

趣味や楽しみを感じられるプログラムを利用者と共にづくり、日常生活に生きがいを持つよう支援します。また、働く喜びを実感できるように生産活動の機会を実施します。

III 安心、安全な支援と管理

一人ひとりの安全が守られ、心身ともに健やかに生活が送れるように、支援員間の連携を密にして健康の維持・管理、疾病の予防に関する支援をします。

また、引き続き感染防止対策手順に基づいて、感染予防を実施します。

IV 専門性の向上

質の高い支援と信頼される事業所を目指し、改革の精神と意欲に満ちた人材の育成に努め、また、専門知識と技術の向上に励み、支援員の資質向上を図ります。

V 経営の安定、透明化

事業所のPR活動を定期的に行い、定員を確保し、より安定した経営をめざします。

また、経営と施設情報を積極的に公開します。

VI 地域共生と情報発信

地域社会の一員として施設機能について地域に情報発信し、また、地域と協働し、地域福祉の向上に貢献します。

令和6年度「ポプラ」運営方針に基づく計画

1 総合的な福祉サービス

運営方針に基づき、質の高い、利用者本位の総合的なサービスを行います。

(1) 生活支援

利用者の同意に基づいて作成した個別支援計画を基に①生産活動、②創作的活動、③社会体験、④レクリエーション、⑤生活相談、⑥理学療法などのプログラムの実施と支援を行います。

介護が必要な利用者には、排泄や更衣などの必要な介助を行います。

また、長期に利用のない利用者には、事前に許可を得た上で、自宅への訪問により利用の動機付けと支援の見直しを行います。

(2) 給食

個別支援計画を基に、障害の状況や病状に配慮したメニューを用意します。

ア 給食委員会(毎月1回)、嗜好アンケート(11月)の結果をメニューに活かします。

イ 食事に変化をつけ、楽しめるように、行事食(6回)、季節のメニュー(7回)、

イベント食(月1回、計12回)、おやつ(月1回、計12回)を実施し、特別なメニューで実施します。

●イベント食・季節のメニュー・行事食・おやつ ※外食については、余暇活動として実施

月	イベント食	季節のメニュー	行事食	おやつ
4月	中華バイキング	菜の花ちらし寿司		シフォンケーキ
5月	かつおのタタキ			ワッフル
6月	天ざるうどん		バーベキュー	抹茶ケーキ
7月	うな丼	七夕そうめん		バニラアイス
8月	ざるラーメン			桃のタルト
9月	サイコロステーキ オムライス	お月見ハンバーグ	災害時備蓄食	おはぎ
10月	天ぷら(秋尽くしメニュー)	ハロウィンメニュー	賀光会バザール	いもようかん
11月	おでんバイキング	秋野菜メニュー		きなこプリン
12月	クリスマスメニュー		餅つき大会、年忘れ会	クリスマスケーキ
1月	すき焼き (一人鍋)			ぜんざい
2月	寄せ鍋 (一人鍋)	節分 巻き寿司	回転寿司	チョコロールケーキ
3月	海鮮丼	ひな寿司		牡丹餅

(3) 連絡

希望されるご家族に、利用者の同意を得たうえで、連絡ノートで連絡調整をします。

また、広報誌「きずな」や、利用者の同意を得て作成した「ポプラフォトギャラリー」(活動の写真)を保護者へ配付します。

(4) 送迎

利用者の希望に応じて送迎を行います。

(5) 個人情報の保護

緊急時や、関係機関への情報開示が必要な場合には、個人情報使用同意書に基づいて、情報開示を行います。

また、ケース記録、個別支援計画等の個人情報を適切に保護します。

(6) 虐待の防止

障害者虐待防止法を遵守し、利用者の人権を尊重し、「威力・不適切行為（虐待）防止マニュアル」に基づき、利用者の人権擁護、虐待防止に努めます。

ア) 虐待の防止を啓発、普及するための研修を実施し、研修を通じて人権意識、知識、技術の向上に努めます。

イ) 虐待防止マニュアルの点検と整備を行います。

ウ) 「身体拘束廃止委員会」、「虐待防止委員会」により、身体拘束、虐待の有無とその内容について、定期的に確認と検証を行い、不適切行為の防止に努めます。

エ) 苦情解決体制の点検と整備を行います。

オ) コンプライアンス(法令遵守) 意識の向上を図り、職員の人権意識を高めます。

(7) 災害対策

避難消防訓練を年2回（1回は消防署立会い）以上実施いたします。

そのうちの1回は大阪880万人訓練の実施日に合わせて、地震、防災、防犯訓練を行います。

同時に、備蓄食の食事体験、備蓄食の賞味期限及び災害時用の備品の動作確認と点検を行います。

備蓄食は、法人として130人(賀光寮利用者50人、ポプラ利用者20人、地域の方30人、賀光会職員30人)の3日分、1,170食を準備します。

また、柏羽藤消防組合主催の防災講習会などの研修に参加し、災害予防の知識の向上に努めます。

2 喜びを実感できる生活の実現

(1) 生産活動

生産活動が利用者と社会との接点となり、働く喜びを感じ、自己実現の機会となるよう創意工夫します。

ア) 受託による内職作業などを実施します。

- ① ヘアピンのさし板へのはめ込み作業
- ② のし袋、レターセットの袋詰め作業
- ③ その他、業者から依頼のあった作業等

イ) 作業工賃は、工賃規程により参加回数を基礎として必要経費を差し引いた額を支給します。

(2) 創作的活動

利用者の希望や季節感を取り入れ、利用者が創作を楽しめるよう以下のア～ウの活動を実施し、支援します。

ア) 創作活動（月1回）⇒季節の飾り作り（五月飾り、七夕、ハロウィン、クリスマス、ひなまつり等）、素焼きの器の絵付け

イ) 美術クラブ（月1回）⇒毎月のカレンダー作り

ウ) 陶芸クラブ（概ね月1回）⇒作品作り

（3）社会体験

社会体験を、生活の幅を広げていただける生活支援の一環として位置づけ、日常とは異なる場面で、違った角度から支援することにより、利用者の理解の幅を広げ、支援の質を高めることをめざします。

ア) 外出（買い物含む）

イ) 調理実習（年1回 1月）

ウ) おやつ作り実習（年5回 5・7・9・11・3月）

エ) 花見

（4）レクリエーション

レクリエーションを生活支援の一環として位置づけ、変化のある行事や活動をとおして、色々な場面に即した支援をすることによって、より一層、利用者の理解を深め、利用者の生活の質を高めることをめざします。

プログラムについては、利用者の趣味や興味を取り入れた楽しみのある内容のものを実施できるよう、利用者自治会の意見を取り入れて策定します。

ア) DVD鑑賞（概ね週2回）

イ) 誕生会（該当月に1回）

ウ) 喫茶（月1回）

エ) クイズ（概ね週1回）

オ) スイッチゲーム（概ね週1回）

カ) カラオケ（月1回）

▷新型コロナ対策手順に即して、実施します。

【対策手順⑨】⇒ i 歌い手は、テレビ画面を向いて歌います。

ii 使用したマイクは、その都度アルコール消毒を行います。

iii 聞き手は、必ずマスクを着用し、歌い手から約1.5mの間隔を空けて横、後ろに座ります。

（5）生活相談

相談員等による生活相談を行います。

事業所内の巡回や相談室での個別面談で生活上の悩みなどを聴き、心の安定を図ります。

また、職員の心身の安定を図るための相談をおこないます。

（6）理学療法

希望される利用者に、概ね週1回の理学療法士によるグループプログラムを行い、日常生活動作の維持、向上を図ります。

また、希望される利用者に、理学療法士による個人プログラムを行います。

（7）ひまわりの会（利用者自治会）活動

利用者の自主性を引き出し自己決定できる力をはぐくむ機会とし、利用者からの意見、要望を聞き取り、また、利用者が主体的に自治会活動ができるように、支援員が側面的に支援していきます。（毎月実施）

年忘れ会と花見は、ひまわりの会が主体になって実施します。

3 安心、安全な支援と管理

(1) 健康管理

利用者個々の心身の状態を把握し、疾病についての情報を全支援員で共有し健康の維持、増進を図ると共に疾病の予防に努め、利用者が心身ともに良好な状態で快適に生活できるよう次の支援を実施します。

- ア) 体重測定を月に1回実施し、記録、管理します。
- イ) インフルエンザの予防接種（希望者）
- ウ) 新型コロナウイルスのワクチン接種（希望者）
- エ) 健康診断（希望者）
- オ) 歯科検診（希望者）
- カ) 感染予防対策委員会

感染予防対策委員会を毎月1回開催し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討してまいります。

新型コロナウイルス感染防止対策については、新型コロナウイルス感染症の法的取り扱いが令和5年5月8日以降2類から5類に移行されました。

国及び大阪府の今後の方針に基づいて、新たな新型コロナウイルス感染防止手順に変更し、実施します。

(2) 環境衛生

インフルエンザ、ノロウィルス、新型コロナウイルス等の感染症対策を徹底します。

- ア) 利用者、支援員が手洗いやうがいを励行し、感染防止に努めます。

インフルエンザ、ノロウィルス、新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合は、感染症マニュアルにそって対処し、感染が収束しない場合は、保健所等の指示を求めます。

- イ) トイレ、多目的室、手すり等の関連設備の清掃、消毒を徹底します。

(3) ポプラ、新型コロナウイルス感染防止対策手順

【新型コロナウイルス感染防止対策手順】(現行)

- ① 支援員は、毎朝、靴の裏の消毒を行います。朝の検温とその記録を行い、発熱の確認をします。
- ② 利用者は、毎朝、自宅で検温とその記録を行い、体温が37.5度以上の方には、利用を控えていただくように依頼します。
- ③ 通所時には、靴の裏、車椅子のタイヤの消毒を行います。
- ④ 支援員や利用者は、常時マスクを着用し、手洗い、手の消毒をこまめに行うよう注意喚起をします。
- ⑤ 飛沫防止対策として、各テーブルに飛沫防止のアクリル板の利用を継続して行います。
- ⑥ 作業棟は、午前と午後に1回以上、窓を開けて換気をします。
- ⑦ 作業棟の手摺やドアの取っ手等は、午前と午後に各1回以上、アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウムを使って消毒を行います。
- ⑧ 車両の使用時と使用後には、アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウムを使って消毒を行います。

- ⑨ レクリエーション「カラオケ」時の感染予防対策は、次のとおり実施します。
 - i 歌い手は、テレビ画面を向いて歌います。
 - ii 使用したマイクは、その都度アルコール消毒を行います。
 - iii 聞き手は、必ずマスクを着用し、歌い手から約 1.5mの間隔を空けて横、後ろに座ります。
- ⑩ 来訪者には、受付時に検温を行い、体温と連絡先の記録をします。
- ⑪ 外出から帰った時や食事前に手洗い、うがいや手の消毒の励行について呼びかけます。
- ⑫ 大阪府の要請に従い、支援員等の抗原検査を実施します。

4 専門性の向上

(1) 職員研修

支援員の資質を向上し、サービスの質を高めるために、職域外研修として全国社会福祉協議会、全国社会福祉施設経営者協議会、大阪府社会福祉協議会、藤井寺市社会福祉施設連絡会、藤井寺市障害者支援会議（自立支援協議会）等の研修会に参加します。

職域内研修としては次のとおり実施し、支援員の資質向上を図ります。

- ア) 職員研修報告会を実施します。
- イ) 法人理念、基本方針、人権、各種マニュアルに関する研修を年1回以上行います。
- ウ) 感染症及び食中毒を防止する観点から感染症に関する研修を年1回以上実施します。
- エ) 地域貢献を円滑に行うため、コミュニティソーシャルワーカーの研修に派遣します。

(2) 各種マニュアルの点検、整備

各種マニュアルを年1回、点検、整備するとともに、業務の標準化に努めます。

(3) 苦情解決

苦情・要望については、ホームページで公表し、苦情解決システムの適切な活用を図るとともに、希望する利用者に第三者委員による巡回相談や相談員による生活相談を行います。

また、苦情をニーズとして受け止め、サービスの質の向上に努めます。

(4) リスク管理

不審者対応においては、利用者、支援員を守るため、さすまた、防犯ブザー等を用いた自衛手段を支援員に徹底し、周知します。

事故等が発生した時には、速やかに関係機関などに連絡を行い、さらにその発生がどうして起きたのか、どうすれば防げたのかを検証し、再発を防止します。

「ヒヤリハット」の活用によりリスク管理を行い、サービスの向上を図ります。

(5) サービスの質の向上

サービスの質の向上を図るために、支援員が事業目的を明確に理解し、それぞれが自身の課題を認識し、資質向上を図れるよう、以下の会議、評価等を行います。

ア) 支援会議、ケース会議

利用者個々の支援についての検討、職員間の情報共有、支援の標準化、業務

改善等を目的に、支援会議、ケース会議をそれぞれ月1回実施します。

イ) 自己評価

- ① 顧客満足度調査
- ② 施設の自己評価
- ③ 法人理念、職員倫理綱領、職員行動規範に関する認識
- ④ コンプライアンス意識

サービスの質の向上を図るために、顧客満足度調査及び施設の自己評価を行います。また、法人の理念、職員倫理綱領、行動規範に関する職員個々の自己チェックを行い、職員の意識と資質向上を図ります。

令和6年度は①の顧客満足度調査を行う予定です。

5 経営の安定、透明化

(1) 利用者の募集

藤井寺市障害者支援会議（自立支援協議会）、支援学校、相談支援事業所等と連携を計り、事業所の宣伝と共に利用者募集に努めます。

支援学校等からの見学や体験実習に随時応じます。

(2) 入退所

入所については、関係機関と連携し速やかに対応します。

退所については、他の事業所と連携を計り、利用者の希望に応じた事業所または相談機関への引き継ぎを行います。

6 地域共生と情報発信

次の（1）から（4）について新型コロナウイルス感染状況を勘案し、新型コロナ対策手順に基づいて行います。

(1) 社会貢献

地域福祉に貢献するため、公益的な取組等を賀光寮と協働して行います。

- ア) 生活困窮者支援等の相談及び支援
- イ) 中間的就労の利用希望者への相談、受入及び支援
- ウ) 「大阪しあわせネットワーク」による生活困窮者への支援
- エ) 藤井寺市社会福祉施設連絡会での施設間協働による地域貢献活動
- オ) 矯正施設出所者等への支援

(2) 地域貢献

- ア) 藤井寺市障害者支援会議（自立支援協議会）に参加
- イ) 災害等の緊急時に避難場所（未指定）として地域に開放
- ウ) ボランティア、福祉実習生、介護等体験生の受入
- エ) 支援学校および相談支援事業所等からの体験実習を随時受入
- オ) 小学校、中学校等の職場体験等、学校教育への協力

(3) 地域交流

地域の一員として、交流を促進するとともに地域福祉の向上を図ります。

- ア) 賀光会バザールの開催
- イ) 地域と協働したもちつき大会の実施
- ウ) 「南藤井寺ふれあい祭り」（南藤井寺地区主催）等の地域行事に藤井寺市社会福

- 祉連絡会や地元町会と連携して参加
- エ) 藤井寺市障害者施設連絡会主催の運動会へ参加
- オ) 障がい者週間に、市民の障がい者理解を高める「ふれあいキャンペーン」活動に参加

(4) 広報活動

地域の一員として、施設機能について情報発信し、協働して地域福祉の向上に貢献します。

- ア) 広報誌「きずな」を年2回発行し、関係機関や、利用者の家族に利用者の日々の活動や賀光会の行事などの紹介をします。
- イ) 賀光会ホームページを年2回以上更新し、施設の話題を発信します。
- ウ) 地域の行事に参加し、事業所の広報に努めます。
- エ) 藤井寺市や支援学校主催のパネル展に参加し、事業所の広報に努めます。

令和6年度 ポプラ行事予定

月	予 定
4月	花見
6月	避難訓練(火災) バーべキュー
7月	歯科検診
8月	南藤井寺ふれあい祭り出店
9月	防災訓練(地震、防災、防犯訓練)
10月	第41回賀光会バザール
11月	インフルエンザ予防接種
12月	もちつき大会 年忘れ会
1月	調理実習
2月	回転寿司
3月	健康診断

- ※ 喫茶、イベント食、おやつ、誕生会、ひまわりの会（自治会）を毎月実施します。
- ※ 支援学校や他の事業所等からの体験実習を随時受け入れます。
- ※ 介護等体験実習、社会福祉実習を随時受け入れます。
- ※ 保護者会（7月・9月・11月）を開催します。

上記の行事は、新型コロナ感染の状況を踏まえ、新型コロナ対策手順による対策を行ったうえで実施します。